○国土交通省告示第千二百七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月一日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	区間	後変更前	敷地の幅員	延長
四国縦貫自動車道	松山市井門町九四二番一から同市井門町九一五番まで	前	最大 三六〇メートル	六九メートル
		後	最大 二〇〇メートル	
			最小 二〇〇メートル	

○国土交通省告示第千二百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十二年十一月一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道（21工区）「芦北出水道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字椛谷地内から同郡津奈木町大字千代字湯尻地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに町道、普通河川及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字椛谷、字年寄石、字竹山、字井手平、字芹田、字松尾及び字芹田迫並びに大字女島字椛谷地内

熊本県葦北郡津奈木町大字千代字太郎石、字千代原、字神前、字松原、字上門、字下門、字原田及び字湯尻地内

２　使用の部分　熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字椛谷、字年寄石、字竹山、字入道、字井出平、字芹田、字松尾、字芹田迫及び字二ツ竹並びに大字女島字椛谷地内

熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字引三内並びに大字千代字太郎石、字千代原、字神前、字松原、字上門、字下門、字原田及び字湯尻地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県葦北郡芦北町大字花岡字伊徳庵地内から水俣市ひばりヶ丘地内までの延長13.3㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道(21工区)「芦北出水道路」新設工事）及びこれに伴う附帯工事並びに町道、普通河川及び農業用水路付替工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道（21工区)「芦北出水道路」新設工事)」(以下「本体事業」という。)は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に規定する一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に規定する市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係ある河川に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用水路に関する事業に該当する。本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮設迂回路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道３号（以下「本路線」という。）は、福岡県北九州市を起点とし、福岡市、佐賀県鳥栖市、熊本県熊本市、八代市等を経て鹿児島県鹿児島市に至る延長429.2㎞の九州地方の主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

本路線の沿線のうち、熊本県水俣市、葦北郡芦北町及び津奈木町（以下「本地域」という。)では地域の特色を活かした農水産業が盛んであり、農産品としては夏ミカンやデコポン、スイートスプリングといった柑橘類の栽培、水産品としては太刀魚の水揚げが盛んとなっており、これらは陸路輸送を中心に熊本県内外に出荷されている。また、本地域は、海水浴場や温泉等の観光施設を有しており、観光も盛んな地域となっている。

しかしながら、本地域にはこれら物流等を担う主要幹線道路が本路線しかないことから、物流等の通過交通と地域内交通とがふくそうしている状況にあり、特に本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、慢性的な交通混雑が発生しており、交通事故も多発するなど、安全かつ円滑な交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している。

平成17年度の道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、葦北郡芦北町字湯浦地内で16,631台／日、水俣市初野地内で19,750台／日、混雑度はそれぞれ1.41、1.46となっている。

本件事業の完成により、本地域において、高速交通ネットワークが形成されることから、所要時間の短縮や定時性の確保が図られることが認められる。また、既に供用を開始している南九州西回り自動車道の一部をなす日奈久芦北道路と接続することにより、八代市から水俣市までの高速交通ネットワークが形成されるほか、八代市において高速自動車国道九州縦貫自動車道と接続されることから、更なる広域交通ネットワークが形成され、物流の効率化や地場産業の活性化に寄与することが認められる。さらに、現道の通過交通を本件区間が分担することから、地域内交通と通過交通とが分散されることとなり、交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」(昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年６月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年６月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。